告 示

埼玉県告示第百五十三号

規定により、その旨公告する。 11 ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の 次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できな

は、 許を取り消す。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、 当該宅地建物取引業者の免 出 がないとき

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

				I N	商
				G	号
				株式	又
				会 社	は
					名
					称
		の氏名市川優愛)	取引業法上の代表者	市川聖愛(宅地建物	氏名(法人にあって
六)	県川越市喜多町二番地	取引業法上の所在地埼玉	目三十三番九(宅地建物	埼玉県川越市新富町二丁	主たる事務所の所在地